

## スラバヤ日本人学校PTA 慶弔、贈与に関する規定

- 第1条 教員が結婚する時には、550,000ルピアの現金、またはこれに相当する記念品を贈る。
- 第2条 教員が転出する時には、100,000ルピアの現金、またはこれに相当する記念品を贈る。
- 第3条 会員がその優れた業績を他団体より表彰された場合は、記念品を贈る。
- 第4条 会員外で、会のために多大の協力、援助があり、会の発展のために尽くしたものには、記念品を贈る。
- 第5条 本校児童生徒が卒業する時には、100,000ルピアの現金、またはこれに相当する記念品を贈る。
- 第6条 本校児童生徒が転出する時には、100,000ルピアの現金、またはこれに相当する記念品を贈る。
- 第7条 小学部及び中学部の第一学年に入学する児童生徒には、100,000ルピアの現金、又はこれに相当する記念品を贈る。
- 第8条 会員又は児童生徒が死亡した場合は、550,000ルピアの弔慰金を供える。
- 第9条 会のため協力、援助をしたものが死亡した場合は、弔慰金を供える。
- 第10条 児童生徒が、病気または障害を受けて10日以上欠席した場合は、見舞いを届ける。
- 第11条 第1条、第2条、第5条、第6条、第7条および第8条の金額の目安は、2023年12月時点のインドネシア国の物価を基準としている。  
役員会は、その後の消費者物価指数の変動に応じ、目安金額を変更することができる。
- 第12条 第3条、第4条、第9条及び第10条の財源及び金額は、役員会で決定する。
- 第13条 以上にあげた以外の慶弔、贈与については、すべて役員会で決定する。

附則 この規定は、1979年6月11日より実施する。

1986年4月26日	一部改定
1987年5月1日	一部改定
1990年3月14日	一部改定
1998年5月6日	一部改定
2002年3月2日	一部改定
2004年5月15日	一部改定
2006年3月17日	一部改定
2015年3月14日	一部改定
2016年3月16日	一部改定
2019年5月18日	一部改定
2020年3月13日	一部改定
2024年2月6日	一部改定

### (令和6年度 PTA役員)

会長	小林裕之
副会長	茂津目年亮 栗原陽子
書記	市村直美 甲斐俊久
会計	茂津目年亮(兼任)
顧問	福田栄喜
広報委員長	上山恵美子
校内交流委員長	竹治茜
会計監査委員	市村弘道 田矢真理